

オンラインを活用した接見交通の実現を求める意見書

身体拘束を受けている被疑者及び被告人（以下「被疑者等」という。）が、捜査官らの立会いなく弁護人と接見して助言を受けることは、適正な手続を保障し、ひいては、えん罪を防止するためにも重要な権利である。弁護人が、被疑者等と捜査官らの立会いなく接見するためには、被疑者等が勾留されている警察署や拘置支所に直接赴く必要があるが、広大な面積を有する北海道内においては、250キロメートルを超える距離を移動しなければならないこともある。このような地理的に過酷な環境にあることが、弁護人が被疑者等に迅速に接見を行うことの妨げとなり、被疑者等の権利に重大な影響を与えている。

この問題は、本市にとっても例外ではない。市民が市外で逮捕・勾留され、当該地域に弁護を引き受ける弁護人がいなければ、遠方に事務所を構える弁護人が長距離移動を伴う接見を行わなければならない事態となる。仮に、当該地域で弁護を引き受ける弁護人がいたとしても、起訴後に遠方の拘置支所に移管されることもあり、そうなれば、当該地域の弁護人はやはり長距離移動を伴う接見を行わなければならない。

このように、同じ札幌市民であっても、逮捕・勾留された地域が市内の場合と市外の場合とでは、弁護人と接見する権利の内容に不平等が生じているのが現状である。

オンラインを活用した映像及び音声の送受信による方法で被疑者等と弁護人との接見を実現することは、弁護人と接見する権利内容の不平等是正に必要不可欠である。刑事手続におけるIT化の議論では、捜査の利便性の向上のみならず、このような被疑者等を含む国民の権利を保障する観点も重視しなければならない。

よって、国会及び政府においては、弁護人と被疑者等との接見の際に不平等が生じていることに鑑み、弁護人と被疑者等との間で、接見の秘密が保障される態様でのオンラインを活用した接見交通を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年3月28日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

（提出者）全議員